

# 税理士試験 受験資格要件が緩和!

## ～大学生が優遇された変更!!～

### 受験資格要件の緩和で受験しやすくなりました

『若年層の税理士試験の受験を容易にし、多様な人材確保を図るため、受験資格要件の緩和を実施する。』ことを目的として税理士法が改正されます。今、税理士業界に若年層が求められています!!

#### 令和4年(2022年)8月の本試験まで

大学3年次以上の学生で法律学又は経済学に属する科目を含め62単位以上を取得した者。

#### ▼ 要件緩和 ▼

#### 令和5年(2023年)8月の本試験から

会計科目(簿記論・財務諸表論) → 受験資格を不要とする。

税法科目 大学3年次以上の学生で社会科学に属する科目を含め62単位以上を取得した者。

#### 注意

税法科目は大学3年次の8月からしか受験できないので注意!

いままでは

大学3年生の8月からしか受験できなかった。



NEW

簿記・財表は誰でも受験できるようになった!

NEW

従来の法律学・経済学から社会科学となり、対象となる科目が大幅に増加した!

### 大学在学中に3回の受験が可能

#### 週2回ペースの講義で5科目合格!

会計科目(簿記論・財務諸表論)の受験資格が不要となったため、大学2年生の夏から受験が可能となり、在学中に官報合格が大幅に目指しやすくなりました!

#### 〈大学在学中 官報合格プラン〉

大学1年		大学2年			大学3年			大学4年		
5月(9月)	7月	8月	9月	7月	8月	9月	7月	8月	11月	
簿記論 財務諸表論 を学習 (週2回講義) ※9月からの場合は、週2~4回講義		税理士試験	法人税法 を学習 (週2回講義)	税理士試験	消費税法 固定資産税 を学習 (週2回講義)	税理士試験	税理士試験	官報合格		

受験資格が不要となった必須科目である簿記論・財務諸表論を大学1年生から学習し、大学2年生の8月に受験します。

大学3年生で税法の受験資格が取得できるので、税法の学習を大学2年生の9月から開始します。これにより、大学在学中に3回の受験が可能となり、週2回の講義ペースでも大学在学中に官報合格を目指せます。